

令和 7 年度における独立行政法人医薬品医療機器総合機構の
中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 7 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和 7 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 12.8 億円、比率が 13.5% を上回るよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの契約実績 0.62% を上回るように努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

（1）個別発注情報の提供と説明

調達予定案件情報、入札情報、調達結果を定期的にホームページで公開することで中小企業・小規模事業者の調達への積極的な参加を促す。また、物品又は役務の提供等にかかる調達を行う際は、仕様書における性能、規格、要件等の事項について一層明確化することで、中小企業・小規模事業者が理解しやすいものとなるよう努めるものとする。

（2）官公需に関する相談体制の整備

財務管理部契約課にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に対応し、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物品の調達に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう可能な限り余裕を持った納期を設定するとともに、仕様書において納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確にするよう努めるものとする。また、物品の調達にあたっては仕様を明確にし、参考商品と同等の製品の納入を認める案件の増加に努めるものとする。

(2) 適正な公示・見積期間の確保

入札案件について中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公告期間を設け入札までの期間を十分に確保するとともに、事業者から仕様書に関する質問を受け付けることとし、その質疑回答内容について入札を検討している事業者に共有する。

(3) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

競争参加資格設定に際し、一等級又は二等級下位の等級者が参加可能となるよう等級を緩和することにより、中小企業・小規模事業者の調達への積極的な参加を促す。

(4) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

当機構は、新規中小企業者等の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 過去の実績を過度に求めない運用の推進

物品又は役務の提供等にかかる調達において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

2 中小企業庁から提供される情報の活用・見積先の柔軟化

中小企業庁から提供される情報を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

第4 上記1. ～3. に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し
必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、全ての部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

付則

○本契約の方針の公表

法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
官公需法・グリーン購入法推進本部体制概要図

— 推 進 本 部 —

本 部 長：理事（総合調整担当）
副本部長 組織運営マネジメント役
本 部 員：財務管理部長
 財務管理部契約課長
 経営企画部企画課長
 経営企画部リスク管理・法務支援課長
 総務部総務課長
 財務管理部財務企画課長
 国際企画部企画管理課長
 研究管理部長
 RS研究部長
 RS統括部長
 医療情報科学部長
 健康被害救済部企画管理課長
 審査業務部企画管理課長
 安全性情報・企画管理部企画管理課長
 医薬品品質管理部企画管理課長
 医療機器安全対策・基準部医療安全情報管理課長
 関西支部相談課長
 北陸支部長
 情報化統括推進室情報化推進業務調整役

各部調達担当者等